

2020年 3月27日

お客さま 各位

中栄信用金庫

## 民法の一部改正（改正債権法）を踏まえた個人向け国債にかかる 規定等改定のお知らせ

当金庫では、改正民法（債権法）を踏まえ、2020年4月より個人向け国債に係る規定等を下記のとおり改定いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、改定後の規定等は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、何卒ご了承のほどお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 対象規定等

- ・保護預り規定
- ・振替決済口座管理規定
- ・特定口座約款

#### 2. 改定日

令和2年4月1日（水）

#### 3. 主な改定内容

規定等の変更に関する事項について改定いたします（下線部改定）。

#### <保護預り規定・振替決済口座管理規定>

改定前	改定後
<p><u>(規定の変更)</u></p> <p>この規定は、<u>法令の変更</u>その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。</p> <p>なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、<u>その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>	<p><u>(この規定の変更)</u></p> <p>この規定は、<u>法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示</u>、その他必要な事由が生じたときは、<u>民法第548条の4の規定に基づき変更することがあります。変更するときは、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。</u>なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、<u>その効力発生時期が到来するまでに周知します。</u></p>

< 特定口座約款 >

改定前	改定後
<p>(約款の変更)</p> <p>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに<u>変更することがあります。なお、変更の内容が申込者の従来の権利を制限し、または申込者に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、申込者が約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>	<p>(約款の変更)</p> <p>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときは、<u>民法 548 条の 4 の規定に基づき変更することがあります。変更するときは、変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。なお、変更の内容が、申込者の従来の権利を制限し、または申込者に新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。</u></p>

以 上